

原子力防災会議幹事会の公開等について（案）

平成 25 年 9 月 2 日
原子力防災会議幹事会決定

原子力防災会議幹事会（以下「幹事会」という。）の議事の公開等については、以下のとおり定めることとする。

1. 議事は原則非公開とする。
2. 幹事会における配付資料は原則公開する。
（提出者が非公開を希望する場合は、公開しない。）
3. 幹事会の議事要旨は、終了後速やかに公開する。
4. 幹事会の詳細な議事録は、1 ヶ月後をめどに公開する。